

(第一類 第三号)

第五回國會議院 地方行政委員會會議錄 第八号

昭和二十四年四月九日(土曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事生田 和平君 理事川西 清君

理事福田 篤泰君 理事久保田鶴松君

理事千葉 三郎君 理事立花 敏男君

理事岡田 安正君

大内 一郎君 河原伊三郎君

川本 末治君 菅家 喜六君

清水 逸平君 野村孝太郎君

龍野喜一郎君 藤田 義光君

足鹿 覺君 門司 亮君

谷口善太郎君 井出一太郎君

小平 忠君

出席政府委員

總理廳事務官 荻田 保君

國家地方官 齋藤 昇君

國家消防廳長官 新井 茂司君

委員外の出席者

專門員 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

四月七日

委員宮腰喜助君辞任につき、その補欠として藤田義光君が議長の指名で委員に選任された。

四月八日

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の請願外一件(小坂善太郎君紹介)(第一八三三号)
同外六件(佐々木盛雄君紹介)(第一八四号)
盲人に対する地方税減免の請願(林好次君紹介)(第二二六〇号)

助産婦に対する特別業務税廃止並びに再教育費國庫補助の請願(近藤鶴代君紹介)(第二二六三三号)
の審査を本委員会に付託された。

同月六日

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の陳情書外二件(兵庫縣多可郡西脇町長來住靖夫外上二名)(第七二四号)
監理委員制度改正に関する陳情書(愛知縣議會議長大見爲次外六名)(第一〇〇号)

町村吏員恩給組合に対する國庫補助増額の陳情書外五件(靜岡縣濱名郡町村會長石垣清一郎外五名)(第一〇四号)

地方配付税増額の陳情書(鹿兒島市長勝目清)(第一〇六号)
地方配付税並びに地方起債に関する陳情書(長崎縣知事杉山宗次郎外一名)(第一〇七号)

町村起債の融資適正に関する陳情書(全國町村會副會長吉澤仁太郎)(第一一四号)
地方公務員法制定に関する陳情書(中央労働基準委員長長末弘嚴太郎)(第一一九号)

警察力の強化に関する陳情書(愛知縣議會議長大見爲次外六名)(第一二二四号)
地方配付税並びに地方起債に関する陳情書(大分縣知事細田德壽)(第一二四号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
委員派遣承認申請に関する件
地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五五号)(參議院送付)
地方配付税の特例に関する法律案(内閣提出第二八八号)
大阪市における治安問題に関する件

○中島委員長 これより會議を開きます。

委員の異動がありましたので御報告申し上げます。去る七日宮腰喜助君が辞任せられました。その補欠として新に同日藤田義光君が議長の指名で委員に選任されました。以上御報告申し上げます。

これより前會に引き続きまして、地方財政法の一部を改正する法律案、内閣提出第二五五号、參議院送付、これを議題にいたします。前會におきまして大體の質疑は終了したように見受けられるのでありますが、もしもなにか質問がございましたら、この際許したいと考えます。

○門司委員 この機會にもう一度聞いておきたいと思いますが、これは六月三十日まで延ばして決定を見ますと、これは國の予算にどういふふうに関係を持ちますか、その点がおわかりになつておれば伺いたい。このままの法案で三月三十一日まで決定するものを六月まで延ばして、國との負担区分がはつきりして来ますと、その場合予算に及ぼす影響はどういふふうになりますか。

○荻田政府委員 先般も御説明申し上げましたように、地方財政法の實體に關しまして、これは來週中に提出いたします。それによりまして四月一日からの地方費と國庫の負担区分は、それに従つて施行されることになつております。これはつなぎだけでございまして、六月三十日と一應延期しておりますけれども、その法律案が成立いたしますれば四月一日にさかのぼつて適用されることとなります。

○立花委員 局長からただいま來週水曜日には、負担区分の問題ではつきりした法案を出すというお話がありましたが、そういう條件附での改正案に賛成したいと思ひますが、負担区分の問題の内容が実は問題でありまして、局長が來週お出しになる案の中には、ぜひ現在の負担区分の率を、相當大幅に改正されるような案にやつていただきたいという希望を持つております。現在のままではほとんど地方の實際上の仕事はできなくなるおそれがあります。現在におきましても窮乏をきわめております地方の財政の中に、從來のまゝの負担区分を持ち込みますれば、それはたとへば予算の上で均衡はとれましても、實際の仕事はできないといふことに陥ることは、火を見るより明らかでありまして、今までのものをそのまま法制化するといふようなやり方ではなく、地方の實際に即した負担区分を新しくつくるといふ意味で、來週水曜日に案を出していただきたいといふことを望みまして賛成したいと思ひます。

○中島委員長 大體質疑は終了いたしました。

本案に対する討論に入ります。

○門司委員 すでに立花君から申し上げた通りであります。特に來週お出しになるということになりますと、氣をつけていただきたいと思ひます。これは、負担区分の中で明確になつていないものがたくさんありますので、これをぜひ明確にしたいといたうことと、それから同時に考慮していただきたいことは、國庫の負担区分に対する下渡金その他の下渡しの時期等が、非常にならざるを得ないと思ひます。地方ではそのための立かえなければならぬ費用が相當多額に上つておりますので、そういう矛盾のないようには、ひとつ今度出されます案については十分御考慮を願つておきたい。従つてすでに本案は日も切れておりますので、やむを得ざるものとしてわれわれ賛成いたします。

○中島委員長 他に討論がございせんければ、これより採決いたします。本法案はこれを原案通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長 全員一致、御異議なしと認めます。本案は原案の通り可決いたしました。

○中島委員長 次は地方配付税法の特例に関する法律案、内閣提出第二八八号

たいといふことを望みまして賛成したいと思ひます。

○中島委員長 大體質疑は終了いたしました。

本案に対する討論に入ります。

○門司委員 すでに立花君から申し上げた通りであります。特に來週お出しになるということになりますと、氣をつけていただきたいと思ひます。これは、負担区分の中で明確になつていないものがたくさんありますので、これをぜひ明確にしたいといたうことと、それから同時に考慮していただきたいことは、國庫の負担区分に対する下渡金その他の下渡しの時期等が、非常にならざるを得ないと思ひます。地方ではそのための立かえなければならぬ費用が相當多額に上つておりますので、そういう矛盾のないようには、ひとつ今度出されます案については十分御考慮を願つておきたい。従つてすでに本案は日も切れておりますので、やむを得ざるものとしてわれわれ賛成いたします。

○中島委員長 他に討論がございせんければ、これより採決いたします。本法案はこれを原案通り可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島委員長 全員一致、御異議なしと認めます。本案は原案の通り可決いたしました。

○中島委員長 次は地方配付税法の特例に関する法律案、内閣提出第二八八号

たいといふことを望みまして賛成したいと思ひます。

○中島委員長 大體質疑は終了いたしました。

本案に対する討論に入ります。

○門司委員 すでに立花君から申し上げた通りであります。特に來週お出しになるということになりますと、氣をつけていただきたいと思ひます。これは、負担区分の中で明確になつていないものがたくさんありますので、これをぜひ明確にしたいといたうことと、それから同時に考慮していただきたいことは、國庫の負担区分に対する下渡金その他の下渡しの時期等が、非常にならざるを得ないと思ひます。地方ではそのための立かえなければならぬ費用が相當多額に上つておりますので、そういう矛盾のないようには、ひとつ今度出されます案については十分御考慮を願つておきたい。従つてすでに本案は日も切れておりますので、やむを得ざるものとしてわれわれ賛成いたします。

であります。この法案は今日木村國務大臣も出席されないようであります。かた／＼本日は延期いたしました。次の定例の委員会にこれを上程し、説明、質疑に入りたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○谷口委員 それに異議はありませんが、次の質疑に入るために、それまでに地方財政委員会の方からもう少し資料を出していただけたら非常に助かると思います。次にこれは地方財政の根本問題に触れますので、六・三・三制がどの程度現在まで実行され、また実行されねばならぬものが残っているか、あるいは水害対策、災害復旧といふような、民生に非常に関係のある事業、そういうもので現はやらなくちゃならない分量、そういうものを大体わかるようにしていただいたら非常に審議がし易いのではないかと、そういう資料を出していただくように、委員長の方から当局の方へお願いしていただきたい。そういうふうに思います。

○足鹿委員 いつかの委員会でも私は事務局長に、昭和二十三年度の概況についての資料の御提出方を求めたのであります。さういふものが現在のところないというお話でありました。昭和二十三年の十一月ごろに、地方財務報告規則というものができております。これに基づいて前月定例的の地方財政委員会には報告があつたやに聞いておりますが、さういふ報告はまだ出ておらず、さういふ報告はまた出さるつておりませんか、一應伺いたい。

○萩田政府委員 二十三年度の簡便なる歳入歳出の見込は先般お手元にお配りしてあると思います。財務報告については仰せのように十二月からとつて

おりますが、現在十二月分と一月份が集計できましたので、近日中にお配りしたいと思ひます。

○足鹿委員 この次までに出せるので

○萩田政府委員 多分出せると思つて

○中島委員長 ただいま谷口委員より御希望がございましたが、私もまつたくそれと同感でありまして、その後地方配付税関係においては、地方財政委員会において、十分これに対しては御努力になつたことと考えます。その経過を御さしつかえなかつたら御報告願ひたいのであります。それからこれに對する各種の資料を、できるだけこまかに委員会に御提出あらんことを希望いたします。

次に地方財政法の一部を改正する法律案を本日本会に緊急上程をいたしたと考へます。これは衆議院規則第八十六條による報告書作成その他のことは、万事委員長にお任せを願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 それではさうにいた

○中島委員長 次は大阪市における治安問題に關し当局より説明を聴取する件を議題にいたします。久保田委員及び川上貴一君より、大阪における大衆運動に對する官憲の職權亂用、不當彈圧事件の報告決議を提出されましたから、各委員のお手元に配付いたしました。次に大阪市の檢察当局より國警本部を經まして、四月二日のデモ取締における調査について報告があります。これも各委員のお手元に配付いたしま

した。大阪市における治安問題について、なお本日は消防廳關係の政府委員の諸君も御出席になつておりますから、もしこの事件に對してお尋ねがあらますれば、この際お許ししたいと思ひます。もし質疑がございましたらければ、過日委員より御提案になりました委員派遣についての問題をお諮りしたいと思ひます。

○大内委員 委員派遣については賛成であります。ぜひ四名の委員を派遣して、その真相を最も的確に調査したいと思ひます。

○菅家委員 ただいま大内委員より御発言がありました通り、ただいま大阪市警察當局のデモ取締りに關する調査の書類を拜見いたしましたのであります。が、これだけではわれ／＼は承知することはできないので、やはりこの委員会より四名の調査委員を現在に派遣して、實際の調査をするということが最も適當なることであると思ひます。大内君の御意見に賛成いたします。

○中島委員長 大内委員より四名の調査委員を派遣して、この事件に對する詳細を調査したいということでありま

す。本調査は、実地調査以外に本地方がないと認めましてさういふようにとりはからいたいと私も考へます。御異議ありませんければ調査委員を派遣することに決定いたします。

○中島委員長 さう決定いたしました。委員長はただちにその手續をふむことにいたします。

本日の委員会はこれで散会いたします。

午前十一時三十七分散会

〔参照〕

地方財政法の一部を改正する法律案（内閣提出參議院送付）に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕